

議第30号

樫原市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について

樫原市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

提出者	樫原市議会議員	矢 追 も と
賛成者	樫原市議会議員	今 井 り か
〃	〃	森 前 美 和
〃	〃	竹 森 衛
〃	〃	谷 井 宰
〃	〃	石井ひとあき
〃	〃	井上まさき
〃	〃	森 本 え み
〃	〃	細 川 佳 秀

樫原市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

樫原市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年樫原市条例第38号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であ	（定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であ

改正前	改正後												
って、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、<u>檀原市議会情報公開条例（平成１１年檀原市条例第９号。以下「情報公開条例」という。）</u>第２条第１項第１号に規定する議会情報（以下「議会情報」という。）に記録されているものに限る。 ５～９（略） １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。<u>以下「番号利用法」という。）</u>第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３（略） （利用及び提供の制限） 第１２条（略） ２～４（略） ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで<u>及び第３０条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th colspan="3">(略)</th></tr><tr><td>第３９条 第１項第 １号</td><td>又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき</td><td>第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若し</td></tr></table>	(略)			第３９条 第１項第 １号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若し	って、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、<u>檀原市議会情報公開条例（平成１１年檀原市条例第９号。第２１条において「情報公開条例」という。）</u>第２条第１項第１号に規定する議会情報（以下「議会情報」という。）に記録されているものに限る。 ５～９（略） １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。<u>第１２条第５項において「番号利用法」という。）</u>第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３（略） （利用及び提供の制限） 第１２条（略） ２～４（略） ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th colspan="3">(略)</th></tr><tr><td>第３９条 第１項第 １号</td><td>又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき</td><td>第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若し</td></tr></table>	(略)			第３９条 第１項第 １号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若し
(略)													
第３９条 第１項第 １号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若し											
(略)													
第３９条 第１項第 １号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若し											

改 正 前				改 正 後			
		くは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき				くは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	
(略)				(略)			
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)				(個人情報ファイル簿の作成及び公表)			
第１７条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。				第１７条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（ <u>第３項において</u> 「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。			
(１)～(９) (略)				(１)～(９) (略)			
２ (略)				２ (略)			
(１) 次に掲げる個人情報ファイル				(１) 次に掲げる個人情報ファイル			
ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）				ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）			
イ～キ (略)				イ～キ (略)			
(２)・(３) (略)				(２)・(３) (略)			
３ (略)				３ (略)			
(開示請求権)				(開示請求権)			

改 正 前	改 正 後
第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第49条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第28条 （略） 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 （1）・（2） （略） 3 （略） （訂正請求権） 第32条 （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第49条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 3 （略） （訂正請求の手続） 第33条 （略） 2・3 （略）	第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第28条 （略） 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 （1）・（2） （略） 3 （略） （訂正請求権） 第32条 （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 3 （略） （訂正請求の手続） 第33条 （略） 2・3 （略）

改正前	改正後
4 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 （1）・（2） （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 （略） （利用停止請求の手続） 第40条 （略） 2・3 （略） 4 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する議会情報に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るもの	4 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 （1）・（2） （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 （略） （利用停止請求の手続） 第40条 （略） 2・3 （略） 4 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する議会情報に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るもの

改 正 前	改 正 後
が著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	のが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行する。ただし、第２条第４項及び第１０項、第１２条第５項、第１７条第１項各号列記以外の部分及び第２項第１号ア、第１９条第１項及び第２項、第２８条第２項、第３２条第２項、第３３条第４項、第３９条第１項及び第２項、第４０条第４項、第４８条並びに第４９条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

理由 刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことに対応するとともに、所要の規定の整備のため改正を行うもの